

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この補助事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この補助事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 補助事業者は、この補助事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を、補助事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 補助事業者は、県の承諾があるときを除き、この補助事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(従事者への周知)

第7 補助事業者は、この補助事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第8 県は、補助事業者がこの補助事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9 補助事業者は、この補助事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。